第五十二条第一項中「第五十一条第九項の」を「第六十一条第九項の」に、「第五十一条第十項」を「第六十一条第十項」に、「第五十一条第四項」を「第六十一条第四項」に、「第五十一条第九項」を「第六十一条第二項第三号」に、「第五十一条第九項各号」を「第六十一条第九項各号」に、「第五十一条第十一項」を「第六十一条第十一項」に改め、同条を第六十二条とする。

第五十一条第二項第三号中「第五十三条から第六十三条まで」を「第六十三条から第七十三条まで」に改め、同号イ中「第五十三条第二項」を「第六十三条第二項」に改め、同号ホ中「第六十一条第二項」を「第七十一条第二項」に改め、同項第四号中「第五十三条から第六十三条まで」を「第六十三条から第七十三条まで」に改め、同条第三項中「第五十三条から第六十一条まで」を「第六十三条から第七十一条まで」に、「第六十二条」を「第七十二条」に、「第八十五条ただし書」を「第九十七条ただし書」に、「第六十三条」を「第七十三条」に改め、同条第四項中「第五十七条及び第六十条」を「第六十七条及び第七十条」に改め、同条を第六十一条とする。

第五十条中「第四十一条」を「第五十一条」に改め、第四章中同条を第六十条とし、第四十九条を第五十九条とし、第四十五条から第四十八条までを十条ずつ繰り下げる。

第四十四条第一項中「第四十六条」を「第五十六条」に改め、同条を第五十四条とし、第四十三条を第五十三条とし、第三十九条から第四十二条までを十条ずつ繰り下げる。

第三十八条中「第三十六条第一項」を「第四十六条第一項」に、「第三十五条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、第三章第三節第二款中同条を第四十八条とし、第三十七条を第四十七条とする。

第三十六条第三項中「第三十八条」を「第四十八条」に改め、同条を第四十六条とし、第三十五条を第四十五条とし、第三章第三節第一款中第三十四条を第四十四条とする。

第三十三条中「（平成十七年法律第八十二号）」、「（同法第二条第一項に規定する住宅をいう。）」及び「（同法第二条第一項に規定する住宅部分をいう。）」を削り、「代わるべき建築物又は建築物の部分」の下に「（避難指示・解除区域原子力災害代替建築物に該当するものを除く。）」を加え、同条を第四十三条とする。

第三十二条中「（平成十五年法律第百号）」を削り、同条を第四十二条とする。

第三十一条第一項中「第二十九条第一項」を「第三十九条」に、「第三十六条第三項」を「第四十六条第三項」に、「東日本大震災復興特別区域法第七十八条第三項に規定する復興交付金（次項及び第八十条第一項において「復興交付金」という。）」を「復興交付金（次項及び第八十九条第一項において「共同施設」という。）」を「共同施設」に改め、同条第二項中「第二十九条第一項」を「第三十九条」に改め、同条を第四十一条とする。

第三十条中「（昭和三十五年法律第八十四号）」を削り、同条を第四十条とする。

第二十九条第一項中「公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第十六号に規定する事業主体（以下「事業主体」という。）」を「事業主体」に改め、「（現に避難指示であって第四条第四号イからハまでに掲げる指示であるものの対象となっている区域をいう。以下同じ。）」を削り、「居住していた者（」の下に「特定帰還者である者を除く。」を加え、「同法第二条第七号」を「公営住宅法第二条第七号」に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下この条及び第三十一条において「激甚災害法」という。）」を「激甚災害法」に改め、同項の表公営住宅法第八条第一項の項及び激甚災害法第二十二条第一項の項中「第二十九条第一項」を「第三十九条」に改め、同条第二項を削り、同条を第三十九条とする。

第二十八条中「第二十六条」に改め、第三章第二節中同条を第三十八条とし、第二十七条を第三十七条とし、第二十六条を第三十六条とする。

第三章第二節の節名を削る。

第二十五条中「第二十八条」を「第三十八条」に改め、同条を第二十六条とし、同条の次に次の節名、三款及び款名を加える。

第二節　住民の帰還の促進を図るための措置

第一款　公営住宅法の特例等

（公営住宅に係る国の補助の特例）

第二十七条　公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第十六号に規定する事業主体（以下「事業主体」という。）が、避難指示・解除区域（避難指示区域（現に避難指示であって第四条第四号イからハまでに掲げる指示であるものの対象となっている区域をいう。以下同じ。）及び避難解除区域をいう。第三十一条及び第三十三条第一項において同じ。）に存する住宅に平成二十三年三月十一日において居住していた者であって当該住宅の存した市町村に帰還するもの（以下「特定帰還者」という。）に賃貸又は転貸するため同法第二条第七号に規定する公営住宅の整備をする場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えて、これらの規定を適用し、同法第八条第一項ただし書及び第十七条第三項ただし書並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「激甚災害法」という。）第二十二条第一項ただし書の規定は、適用しない。

公営住宅法第八条第一項	次の各号の一に該当する場合において、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた	事業主体が特定帰還者（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十七条に規定する特定帰還者をいう。第十七条第三項において同じ。）である
公営住宅法第十七条第三項	同項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた	特定帰還者である
激甚災害法第二十二条第一項	激甚災害を受けた政令で定める地域にあつた住宅であつて当該激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた	特定帰還者（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十七条に規定する特定帰還者をいう。）である

（公営住宅及び改良住宅の入居者資格の特例）

第二十八条　特定帰還者については、当分の間、公営住宅法第二十三条第二号（住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる条件を具備する者を公営住宅法第二十三条各号（住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる条件を具備する者とみなす。

（特定帰還者向け公営住宅等の処分の特例）

第二十九条　第二十七条の規定により読み替えられた公営住宅法第八条第一項若しくは激甚災害法第二十二条第一項の規定による国の補助を受け、又は第三十四条第三項に規定する帰還環境整備交付金（次項において「帰還環境整備交付金」という。）若しくは東日本大震災復興特別区域法第七十八条第三項に規定する復興交付金（以下「復興交付金」という。）を充てて特定帰還者に賃貸するため建設又は買取りをした公営住宅法第二条第二号に規定する公営住宅（当該公営住宅に係る同条第九号に規定する共同施設（以下「共同施設」という。）を含む。）に対する同法第四十四条第一項及び第二項並びに附則第十五項の規定の適用については、同条第一項中「四分の一」とあるのは「六分の一」と、同条第二項中「又はこれらの修繕若しくは改良」とあるのは「若しくはこれらの修繕若しくは改良に要する費用又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第六条の地域住宅計画に基づく事業若しくは事務の実施」と、同法附則第十五項中「その耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とあるのは「その耐用年限の六分の一を経過した場合において特別の事由のあるとき、又は耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とする。